

MEME KARATSU月額有料会員 利用規約

1. 「本契約の目的」

(1) 「MEME KARATSU」(ミーム・カラツ)とは、株式会社iBUKi WORKS が(以下、「運営会社」と言います)運営する、KARAE2階にあるシェアオフィス、レンタルスペースおよびそこを拠点にしたスペース及びコミュニティを指します。

(2) 本規約は、運営会社がMEME KARATSUの利用サービスを提供し、利用者が月額会費、利用料等の対価を支払い利用権を有する有料会員となるにあたって、運営会社及び利用者が順守する内容を記載しています。

2. 「借地借家法の不適用」

(1) 運営会社と有料会員との契約については、借地借家法の適用を受けず、また賃借権も発生しません。

3. 「有料会員サービス」

(1) 有料会員とは、10Days会員、フリーデスク会員、フリーデスクシェア会員、固定デスク会員、ブースデスク会員を指します。これらのサービスを利用するには、有料会員登録を行った上で、4. に定める月額会費を支払う必要があります。法人以外の任意団体の代表者またはその幹事会社との契約で複数人での利用を希望する場合、利用希望者全員の法人及び個人の有料会員登録が、それぞれ必要となります。

4. 「手数料・各有料会員の会費およびサービス、特典内容」

(1) 各有料会員の会費、サービス内容、特典は下記の通りとなっています。

| プラン名 | サービス内容 (2024年4月より移行予定) | | | |
|----------|------------------------|------|------------------|--|
| | 料金 | 登録人数 | 利用可能時間 | 特典 |
| フリーデスク会員 | 16,500円 / 月 | 1名 | 365日 24時間 | ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分】 |
| | 学割： 11,000円 / 月 | 1名 | 365日 24時間 | ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分】 |
| 10Days会員 | 8,800円 / 月 | 1名 | 10~18時 月10日まで | ○スポット利用割引 1時間300円・3時間550円 1日1,100円 ○レンタルスペース無料特典 レンタルスペース RoomA 1時間+RoomC 1時間 |

| | | | | |
|------------------|--|-----------------------------|--------------|--|
| | | | | 【計1,430円分】 |
| フリーデスク シェア会員 | 団体： 33,000円 / 月 | 3名 | 365日 24時間 | ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分×登録人数分】 |
| フリーデスク グループ会員 | 11,000円 / 月 | 3名 以上 | 365日 24時間 | ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分×登録人数分】 |
| | 学割： 7,000円 / 月 | 3名 以上 | 365日 24時間 | ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分×登録人数分】 |
| 固定デスク会員 | 27,500円 / 月 | 本人 + ご家族 1名 計2名 | 365日 24時間 | ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分】 ※付与対象：本人のみ |
| ブースデスク会員 【2席】 | 61,600円 / 月 | 5名 | 365日 24時間 | ○会社登記無料 ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分×3名分】 |
| ブースデスク会員 【3席】 | 92,400円 / 月 | 8名 | 365日 24時間 | ○会社登記無料 ○レンタルスペース無料特典 RoomA 2時間+RoomC 2時間 RoomD 2時間 【計3,960円分×3名分】 |
| 無料サービス | Wi-Fi コピー機（1枚あたり白黒10円／カラー50円） ウォーターサーバー キッチン・ラウンジスペース | | | |

| | |
|---------|--|
| 有料オプション | ロッカー（月額1,100円／1台） 郵便受け利用（月額1,100円／1台） 会社登記（月額1,100円）※ブースデスク会員は無料 |
| 登録手数料 | 最初に入会事務手数料5500円が別途かかります。 |

(2) 全ての有料会員において学生の登録は、中学生以上とし、未成年者の場合は保護者の同意が必要となります。

5. 「会費および有料オプション料金のお支払い方法」

(1) 月額会費及び利用した有料オプションについては、翌月10日にお支払い頂きます。
※入会当月分は月額を30日で日割り計算してお支払いいただきます。

6. 「住所の利用および荷物の受け取り」

(1) 有料会員は、住所の利用に関しては運営会社への確認のもと、有料会員の会社登記オプション利用者のみ、「MEME KARATSU」の住所をHP・名刺等に記載及び登記利用することができます。有料会員解約時には、HP・名刺等の記載及び登記の抹消を必ず行ってください。無断でMEME KARATSUの住所をHP・名刺等に記載又は登記に利用等を行った場合は、罰金3万円をご請求させていただきます。

(2) 荷物の受け取りの代行は原則行いません。郵便物などが届く可能性がある場合は、有料の郵便BOXをご利用ください。やむを得ない場合にのみ、運営会社が荷物の預かりを行いますが、保管期間は原則1ヶ月となります。紛失・破損した際に一切の責任は持ちませんので、予めご了承ください。

7. 「退会及びプラン変更・休会」

(1) 退会及びプラン変更を希望される場合、解約・変更希望月の前月10日までに、解約・変更の申請を行って下さい。ただし支払済の月額会費は返却されません。

(2) 契約終了日を過ぎても私物が撤去されない場合は、日割りで月額会費が発生します。郵便物や私物の保管は退会后1ヶ月までとし、その後運営会社で処分致します。

(3) ブース席のシリンダーキーは、コピーキーも合わせて全ての返却を解約希望月の末日までに行うこととします。なお、シリンダーキーの変更代金として22,000円をご負担いただきます。

(4) 休会をする場合は、半年以上の間隔を空けて、連続3ヶ月までは3,300円/月にて休会可能です。但し、個別の事情により休会期間等を考慮します。その場合は、登記した住所は継続して使用可能ですが、郵便物の受け取りはできかねますので、有料オプションの郵便BOXをご利用下さい。

(5) 休会中の施設利用及び有料会員特典には制限が設けられます。有料会員にのみ付与されるレンタルスペースの無料チケットは配布されませんので、施設をご利用の際は、無料会員利用と同じく通常料金をお支払いください。

8. 「有料会員情報の利用」

(1) 運営会社は、有料会員登録時にご提供いただいた有料会員情報を本サービスの運営に関わる事業以外には利用致しません。

9. 「権利の譲渡」

(1) 有料会員登録に基づくMEME KARATSUを利用する権利は、第三者に譲渡や貸与することは出来ません。

10. 「有料会員登録及び利用をお断りする事業」

(1) 下記に関連する方は、MEME KARATSUをご利用いただけない場合がございます。

- ・法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- ・公序良俗に反すると運営会社が判断した事業
- ・情報商材の販売に関わる事業
- ・性風俗関連の事業・暴力団関係者及びそれに関する事業
- ・政治結社及び宗教団体・マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- ・営業や勧誘を目的としており、強引な営業をされる恐れのある個人、法人、団体
- ・その他、公序良俗違反や社会通念上迷惑行為に繋がるとし、運営会社が不相当と認めた方

11. 「利用制限及び解約について」

(1) 下記の事由に該当する行為を行った場合、運営会社の判断で以降のMEME KARATSUの利用をお断りする場合がございます。その場合、既に支払われた月額会費は返金いたしません。

- ・有料会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
- ・騒ぐ、場所を長時間グループで占領する、などの迷惑行為により、運営会社のサービス提供が困難であり、また他の有料会員又は第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合
- ・本規約に反する行為があった場合
- ・月額会費やオプション料金等の支払いが2ヶ月以上滞った場合
- ・11.に記載された事業を行った場合、及び行おうとしたことが判明した場合

(2) 有料会員が下記に該当する場合は、運営会社は催告なしに直ちに解約することができます。

- ・運営会社の職員、他の有料会員その他の第三者に対し、暴力、脅迫、ハラスメント等の迷惑行為を行った場合
- ・月額会費を3ヶ月以上滞納した場合
- ・注意を受けたにも拘わらず、月額会費の滞納が1年間に3回以上生じたとき
- ・有料会員の公租公課や負債の未払いが原因で、債権者から運営会社に情報照会を求められたとき
- ・MEMEで登記利用する法人が公租公課や負債の未払いが原因で、債権者から情報照会を求められたとき
- ・その他財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

12. 「反社会的勢力の排除」

(1) 有料会員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。）第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、

暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明し、運営会社は、反社会的勢力に対して、サービスの提供を致しません。また、反社会的勢力には下記の内容を含みます。

- ・反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること

- ・反社会的勢力が経営に実質的に風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方及びその関係会社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為関与していると認められる関係を有すること 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること

- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ・有料会員入会後に前項の反社会的勢力であること、及びそれに準ずる行為が判明した場合は、MEME KARATSUは、催告なしに、有料会員の解除ができます。なお解除により有料会員に発生した損害を賠償する責任を一切負いません。

13. 「守秘義務」

(1) 運営会社と有料会員は、本契約の内容、相手方から開示・提供を受けた情報及び資料（以下「機密情報」という。）の機密を保持し、事前に相手方からの書面による承諾を得ることなく、これらを各自の顧問弁護士・顧問公認会計士・顧問税理士以外の第三者に開示・漏洩をしてはいけません。但し、次の情報及び資料については機密情報に当たらないものとします。

- ・開示・提供の時点で公知又は公用であったもの
- ・開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知又は公用になったもの
- ・開示・提供の時点で既に自ら所有していたことを立証しうるもの
- ・正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手したもの

(2) 前項に拘わらず、運営会社及び有料会員は次の各号に定める場合は機密情報を開示することができます。

- ・法令又は条例等に基づき開示すべき法的義務を負うもの
- ・法令又は条例等に基づき官公庁より開示を命じられたもの

(3) 運営会社及び有料会員は、各自の使用人を含め機密情報を知り得る立場にある者に対し、本契約における各自の義務と同様の守秘義務を負います。

(4) 第1項に拘わらず、運営会社は本建物の所有者（代理人・媒介人を含む。）に対して機密情報を開示することができる。但し、本契約における運営会社の義務と同様の守秘義務を負います。

(5) 本条の守秘義務は、本契約終了後も有効に存続します。

14. 「規約の遵守」

有料会員は、本規約を遵守しなければいけません。また、規約が改定する場合は、予めご連絡いたします。改訂のあった場合、改定後の規約を遵守しなければいけません。3.で定め

られた有料会員登録を行った時点で、本規約全てに同意し、遵守することを約束した事とみなします。

15. 「免責規定」

(1) 有料会員は、本区画が他の利用者との共用スペースであることに鑑み、その利用にあたっては、自身の保有する資産、情報、機密事項等について、自ら責任をもって盗難や紛失等を防ぐべく厳重に管理しなければならず、運営会社は一切の責任を負いません。

(2) 地震・火災・風水害等の不可抗力に基づく災害、停電・漏水事故・修繕事故等の事由、及び盗難・紛失等の事由により、乙所有の資産、情報、機密事項、パソコン等のハードウェア、ソフトウェア及びデータ等の全部又は一部が滅失若しくは破損するなど、これら事由により有料会員に損害が発生した場合であっても、運営会社は故意又は重大な過失がない限り責任を負いません

(3) 前項において重大な過失により運営会社が責を負う場合には、利用料金の1ヶ月分を上限として、有料会員に対し損害賠償責任を負います。

(4) 運営会社は、法律の改正または官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び本区画の一時使用中止等については責任を負いません。

(5) 運営会社が有料会員に対して提供するインターネット回線は、機器、上位プロバイダー等の不具合によっては、常時接続を保証することができないことを乙は予め了承します。また、有料会員はいかなる理由においてもインターネット回線の使用中断、停止及びそれらに基づく損害が発生した場合、運営会社にその責任を問いません。

16. 「善管注意義務及び館内細則等の遵守」

(1) 有料会員は、善良なる管理者の注意をもって本区画及び共用部分を使用しなければなりません。

(2) 有料会員が前項の注意義務を怠った結果、運営会社又は本建物の他の利用者を含む第三者に損害を与えたときは、有料会員は一切の賠償の責に任じます。

(3) 有料会員は本契約書に添付する甲所定の館内細則を遵守しなければいけません。

17. 「契約の終了」

天変地異等の不可抗力、その他運営会社及び有料会員の責めに帰さない事由により当建物の全部または一部が滅失、破損して本契約の実現が不可能となった場合、本契約の全部又は一部は当然終了し、かつ、これによって有料会員が被った損害について運営会社は責任を負いません。

以上の利用規約について同意し、メンバー登録をします。

(2024年9月1日改定)